

番 号：150272  
 国 名：パキスタン  
 担当部署：南アジア部南アジア第二課  
 案件名：円借款事業実施促進【有償勘定技術支援】

**1. 担当業務、格付等**

- (1) 担当業務：円借款事業実施促進
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：有償勘定技術支援

**2. 契約予定期間等**

- (1) 全体期間：2015年8月上旬から2016年4月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 3.60M/M、合計 4.20M/M
- (3) 業務日数：準備期間 第1次現地派遣 第1次国内作業 第2次現地派遣  
 3日 15日 2日 33日  
 第2次国内作業 第3次現地派遣 第3次国内作業 第4次現地派遣  
 2日 15日 2日 45日  
 整理期間  
 3日

**3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法**

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月20日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ  
 も提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

**4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点**

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	円借款事業形成支援・実施促進に係る各種業務
対象国／類似地域	パキスタン／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：支援対象とする実施中案件の受注コンサルタントは、本件に応募することができない。

(2) 必要予防接種：現地滞在期間が4週間を超える予定のため、出入国に際してWHO様式の予防接種証明書が必要（予防接種等に係る費用はその他原価に含まれています）。

## 6. 業務の背景

JICA がパキスタンに対して継続して実施している支援において円借款事業は、2015年3月の段階で累積案件数が84件、累積借款額が8,030億円以上にのぼっている。

その内下記8件の既往の円借款案件に関し、実施機関や監督官庁等関係機関（以下「実施機関等」という）を通じたモニタリング、JICA現地事務所との案件進捗報告会、各種の調査等により案件の進捗促進に努めてきてはいるが、当初の想定通りに進まないケースが散見される。その背景には、実施機関等が円借款の手続きに不慣れであること、またパキスタン国内における承認手続きが煩雑であること等がある。

上述の状況を鑑み、本事業では、新規円借款案件形成に必要な情報収集を行うとともに、実施中案件における実施促進及び実施機関等の事業能力強化を行い、ひいては事業効果の早期発現を図ることを目的とする。

### 【主な対象案件】

チェナブ川下流灌漑用水路改修事業（2005/8/10 L/A 調印）

インダス・ハイウェイ建設事業（2006/12/15 L/A 調印）

東西道路改修事業（2008/5/3 L/A 調印）

パンジャブ州送電網拡充事業（2008/5/3 L/A 調印）

パンジャブ州灌漑システム改善事業（2008/5/3 L/A 調印）

農村振興道路建設事業（2008/5/3 L/A 調印）

全国基幹送電網拡充事業（2010/3/31 L/A 調印）

ハイバル・パフトウンハー州緊急農村道路復興事業（2011/2/22 L/A 調印）

その他、JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所が必要と考える案件

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、円借款事業の仕組み及び調達手続き、貸付実行手続き等案件監理に係る手続きを十分把握したうえで、担当分野に係る以下の業務を行う。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2015年8月上旬）

- ① JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所と協議を行い、本調査の目的・趣旨、現地業務行程等を確認する。
- ② 対象となる案件の事業内容、進捗状況、実施機関等、これまでの調達プロセス、過去に起きた問題点、貸付実行状況等を確認・把握する。
- ③ JICAの「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドライン」（以下、調達ガイドライン）、貸付実行方式、及びパキスタンの調達関連情報を確認する。
- ④ 上記①～③の業務に基づき、ワークプラン（英文・和文）を作成し、JICA南アジア部へ提出する。

(2) 現地派遣期間（2015年8月中旬～下旬、11月上旬～12月中旬、2016年1月上旬～中旬、2月中旬～4月1日）

### 【全派遣共通】

- ① 現地業務開始時にJICAパキスタン事務所に対しワークプラン及びワークプランの修正案を提出し、業務計画の確認を行う。
- ② 現地調査完了に際し、現地業務成果を取りまとめた現地業務結果報告書（英文）を作成し、JICAパキスタン事務所に提出する。
- ③ 上記②の業務に基づき、実施機関等及びJICAパキスタン事務所に対し業務の成果、助言等

を報告する。

【第1次現地派遣】

- ① 各実施機関等へのヒアリング等を通して調達手続き・支払手続き・事業実施能力等を把握する。
- ② 各実施機関等へのヒアリング及び現地視察等を通して各案件が抱える課題を把握する。

【第2次、3次現地派遣】

- ① 第一次現地派遣において判明した各課題の解決へ向け、案件ごとのパキスタン政府内手続きの進捗を確認しつつ、実施機関等に対して以下の円借款促進業務を行う。
  - ア) Short List、Request for Proposal作成支援
  - イ) プロポーザル評価支援
  - ウ) 入札書類作成支援
  - エ) 入札評価支援
  - オ) 契約交渉への助言、交渉記録作成
  - カ) 契約書作成支援
  - キ) 貸付実行申請書類作成支援
  - ク) 案件進捗を妨げる契約上の問題への助言・ファシリテーション
- ② 上記①の結果のモニタリングを通して不足している点について更なる支援を実施する。上記①及び②のプロセスを通じ、実施機関等に対する研修を開催する等、能力強化を支援する。

【第4次現地派遣】

長期投融资見込と比較してディスバース額が滞っている案件に対し、上記【第二次、三次現地派遣】の業務内容を重点的に行い、各課題の解決及びディスバースの促進を図る。

- (3) 国内作業（2015年10月下旬、12月下旬、2月上旬）
  - ① 現地業務結果報告書に基づき、JICA南アジア部に報告を行う。
  - ② 事業の進捗状況段階に応じ、適宜ワークプランの見直しを行う。
- (4) 帰国後整理期間（2016年4月上旬）
  - ① 現地業務結果報告書に基づき、JICA南アジア部に報告を行う。
  - ② 第1～4次派遣の業務成果を取りまとめた専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA南アジア部に提出・報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（全体及び第1次～第4次派遣）
    - 英文2部（JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所）
    - 和文2部（JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所）
  - (2) 現地業務結果報告書（第1次～第4次派遣）
    - 英文2部（JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所）
  - (3) 専門家業務完了報告書
    - 和文2部（JICA南アジア部、JICAパキスタン事務所）
- なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。  
また、契約履行期間中は業務従事月報を作成し、JICA南アジア部に提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、東京⇒バンコク⇒イスラマバード⇒バンコク⇒東京を標準とします。

(2) 一般管理費等の上限加算

本業務の対象地域は、治安面で十分安定しているとはいえない地域であり、通常とは異なる環境下での特殊な業務が必要とされます。このため、一般管理費等の率について10%を上限として加算し、一般管理費等を計上することができるものとしします。(イスラマバード市・アボダバード市を含むパキスタン全土における現地業務及び国内作業全体に係る一般管理費等について加算可とします。)

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

プロポーザルにて現地業務日程(案)を提案してください。現地派遣期間は2015年8月中旬～下旬、11月上旬～12月中旬、2016年1月上旬～中旬、2月中旬～4月1日の上限4回の派遣を予定していますが、協議により若干の調整は可能です。

② 現地での業務体制

ア) 現地での調査実施に当たっては在パキスタン・イスラム共和国日本大使館(必要に応じて、在カラチ日本領事館)、JICAパキスタン事務所と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとることとします。また、パキスタン国内での安全対策についてはJICAパキスタン事務所の指示に従うこととします。

イ) 安全管理体制(連絡・移動手段)については、JICAパキスタン事務所と協力し、十分な安全確保を行うこととします。現地でのサイト視察実施に際しては、同事務所を通じた業務行程(案)の了承をパキスタン政府から得るとともに、実施機関スタッフや場合によっては治安当局による同行等のアレンジを行うこととします。

ウ) 現地の治安状況、各案件の進捗状況等により、派遣の期間短縮、延期、中止の可能性がります。

③ 便宜供与内容

JICAパキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供(市外地域への移動を含む。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAパキスタン事務所が必要に応じてアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

あり

(2) 参考資料

「主な対象案件」に係る資料はJICAホームページにて閲覧可能です。

(ご参照:「プロジェクト・案件一覧」[http://www.jica.go.jp/activities/project\\_list/](http://www.jica.go.jp/activities/project_list/))

(3) その他

① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 本業務においては、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとします。見積書については、年度で分けずに全業務期間分一括して作成してください。

③ 本業務においてコンサルタント選定書類作成支援や、技術評価への支援に携わった案件については、応募することができないものとします。

④ 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載し

てください。

以上